

# 訴状

事件名 伊藤獄

高松地方裁判所 御中

平成29年8月8日(火)

添付 証拠説明書と証拠

原告

氏名 池田健一 印

住所 〒761-8042 高松市 御厩町 1425番地

電話 090-1322-0666

被告

氏名 伊藤典広

住所 〒761-0443 高松市 川島東町 1113-14

電話 087-866-1312 (会社:大栄産業株式会社)

訴訟物の価格 10万円

貼用印紙額 金 1,000円

## 請求の趣旨

1. 被告は原告に対して金員10万円及びこれに対する平成21年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  2. 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに裁判と判定と仮執行の宣言を求める。

## 訴えの概要

被告は、高松地方裁判所平成21年(ワ)312号事件において、裁判の最初から、詐欺がばれないようにすることを計画して、詐欺の物証となる証拠を隠匿して、

陳述書に虚偽を記載して、証人喚問の証人尋問において偽証をして、その偽証を、同事件の担当裁判官、および、同事件の担当書記官、および、被告の弁護を務めていた弁護士と共謀をして、本人調書と証人調書に虚偽記載などをして、隠蔽などをしたものであり、そして、その控訴審において、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽を計画して実行した犯人のひとりであり、被告は、証拠隠匿、偽証、証拠偽造、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽に加わったので、裁判そのものの偽造、関係する公文書をすべて偽造、などを行ったものであり、そのために、平成21年(ワ)312号事件に係る費用などはすべて無駄になったので、まずは10万円を求め、順次、請求を拡張する。

詳しくは、4枚目から添付されている高松地方裁判所平成29年(ワ)144号「判決売買などの事件」と、証拠説明書と、証拠の通り。

#### 本訴の目的

本訴の目的は、事務手続きの達成である。

被告は、高松地方裁判所平成29年(ワ)144号における、被告のうちの会社、大栄産業株式会社の社員であり、被告は、上記会社ごと平成29年(ワ)144号事件において提訴されたが、登記簿に虚偽があるか、あるいは登記簿が直されていないため、上記会社に対して訴状の送達をできなかったため、原告は、上記会社の社員である被告だけでも捕まえることを考えて、平成21年(ワ)312号事件における、証人尋問(甲5-1)および陳述書(甲6-9)において記載された被告の住居に訴状を送ることにした。

つまり、平成29年(ワ)144号に対して、被告の追加をするのだが、被告の追加をする方法がいまの民事訴訟法には無いか、あるいは見つけることができなかったので、本件を起こして、平成29年(ワ)144号に対して口頭弁論併合をする事務手続きによって、平成29年(ワ)144号に対して、被告の追加をするという、事務手続きの達成が本訴の目的である。

平成29年（ワ）144号に、被告を追加することが本訴の目的なので、同じ証拠、同じ証拠説明書、同じ訴状にすることで、裁判を円滑に進める。

証拠は、平成29年（ワ）144号と同一。

証拠説明書は、追加した表紙の一枚を除き、平成29年（ワ）144号と同一。

平成29年（ワ）144号の訴状は、4枚目から添付。

被告は次の4者となり、平成29年（ワ）144号に、まとめられる。

被告 高橋総合法律事務所 高橋顕児 (既144号)

被告 大栄産業株式会社 代表取締役 伊藤昭夫 (既144号)

被告 国 (既144号)

被告 伊藤典広 (本件、伊藤獄)

訴状の中に「訴状」という文字があると、まぎらわしいかも知れないので、4枚目の、訴状という文字に、取消線を入れておいたし、印鑑は押していない。

次の、4～80枚まで、平成29年（ワ）144号の訴状。

81枚から122枚までは、平成29年（ワ）144号の訴状提出後に発生した裁判所とのやりとりだが、訴えの内容の修正ではなく、おもに訴訟費用の調整。